

令和6年9月3日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
町参事兼総務課長	山 下 光 雄
富来支所長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
デジタル情報課長	三 野 善 明
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆
環境安全課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	福 田 秀 勝
農林水産課長	前 田 稔

まち整備課長	山内 勉
富来病院事務長	笠原 雅徳
会計管理者(会計課長)	平野 雅巳
学校教育課長	藤井 専
生涯学習課長	大島 信雄
代表監査委員	野崎 豊昭

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向井 徹
議会事務局参事	飯田 一也
議会事務局次長	坂上 大輔

(議事日程)

日 程 第 1 町長提出 報告第4号、承認第31号、議案第53号ないし第63号及び
認定第1号ないし第8号並びに町政一般(質疑、質問)

日 程 第 2 町長提出 承認第31号、議案第53号ないし第63号及び認定第1号な
いし第8号並びに請願第2号、第3号(委員会付託)

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

福田晃悦議長 日程に入る前に、町長が発言を求めていますので、これを許可します。
稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

日程に入る前のお時間を頂戴して、ご報告がございます。

報道等にもございましたが、町の職員が酒気帯び運転で検挙され、先週免許取り消しの処分がくだりました。

今回のこの事案は、職員が一丸となって復旧・復興を行っている最中での不祥事でございます。今回の事態をたいへん深く、重く受け止めておりますし、社会に与えた影響がたいへん大きいと痛感しているところでございます。

町民の皆様に深くお詫びを申し上げたいと思います。

町としましても今回の事案を深く受け止めて、さらなる綱紀の肅正、そして服務規律の徹底を、昨日の課長会議で全課長に伝え、そして全職員に伝えたところであります。

また処分の基準の厳格化・厳罰化等も含めて検討を進めていき、今後の再発防止に努めたいと思っております。

この度は誠に申し訳ございませんでした。

**日程第 1 町長提出 報告第 4 号、承認第 31 号、議案第 53 号ないし第 63 号及び認定第 1 号
ないし第 8 号並びに町政一般（質疑、質問）**

福田晃悦議長 日程に入り、町長から提出のありました報告第 4 号、承認第 31 号、議案第 53 号ないし第 63 号及び認定第 1 号ないし第 8 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

会議規則第 56 条第 1 項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第 9 条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね 40 分以内とします。

それでは、発言を許します。

福田晃悦議長 6 番 南正紀君。

南正紀議員 議長。

おはようございます。6 番 南正紀です。

本定例会におきましては 4 点について質問をさせていただきます。

最初の質問は消防団員・民生児童委員の活動環境の向上についてであります。

東日本大震災の際に、地元の消防団員の皆様が本当に命がけで避難を呼びかけたり、救援に当たっていたという事については多くの国民の皆様が感謝し、感動して見入っていたというふうに思います。

しかしながら、時が経つに連れて、そういう思いが薄れているのではないかなというようなことも感じております。

これまで私は消防団員は地域防災の要であるというふうに考えておりますので、たびたび一般質問でも取り上げて処遇の改善や環境の向上についてお願いをして

まいりました。

その結果、機能別消防団員の導入や報酬等の引き上げについても行っていただいております、これが団員確保の一助になればというふうに思っているところでもあります。

しかしながら団員については慢性的な人員不足に陥っておりまして、私も消防団員には属したことはありませんが、地元の自警団員として地域防災に少しは関わってまいりました。若い頃ですね。その当時団長を務めたときに感じたことは、火災の出動はありませんでしたが、水害ですとか行方不明人の捜索ということについては指揮をとらせていただいたこともあります。

しかし招集すれば集まってくるのは、やはり自営業者ですとか時間に自由が取れる人であります。お仕事で勤務されている方はなかなか出動できないということが現状でありました。

そういった中で、今回の能登の地震におきまして、この消防団員の重要性というのを再認識したところでもあります。ただ今回感じましたのはその出動環境ですね、たまたま休みの日であったり、職務時間外であれば多くの人員が、団員皆さんが集まることができるでしょうが、勤務時間中になかなか出動できないという団員の方もいらっしゃるというふうに思います。団員が少ない、なかなか集まらない、ましてや町外に勤務しているかたもいらっしゃるという実情のなかで、どれだけの人材が本当に活躍できるかということについては不安を持つところでもあります。

私の調べられる範囲で少し調べたんですが、勤務中に出勤できるかどうかということについては、他の自治体の事例で申し上げますと、特別休暇や職務免除として無条件に出動できる場合があります。あと、有給休暇として出勤できるというケースもあります。あとは勤務状態によって判断して、そのときに出勤できるかできないかをその場で判断するというケース。あと勤務時間中は全く出勤できない、概ね4分の1ずつぐらいであるようであります。

本町におきましては団員の皆様、どういう出動環境にあるのかということを執行部として把握をして、その処遇の改善というか、出動環境ですね、ぜひとも企業に対して団員が積極的に出勤できる体制をどのようにとるのか、町として企業に働きかけて団員のその活動時間を確保するというについてどのようにお考

えであるか、現状の分析と今後の対応をお聞かせください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

南議員の「消防団員の活動環境向上について」のご質問にお答えいたします。

今回の能登半島地震では、消防団員自らが被災者であるにも関わらず発災当日の夜間から、町からの出動要請に快く応じていただき、断水している避難所でのトイレ排水の給水作業を行うとともに、被害家屋の調査や指定避難所における段ボールベッドの組立・設置作業を行うなど、献身的な活動をしていただき、改めて消防団は災害時における重要な存在であると認識したところであります。

現在、志賀町消防団は16分団あり、一般団員が252名、機能別団員が32名の合計284名が在籍しております。

議員ご質問の団員の勤務地などの実態把握についてであります。町では、消防団員の勤務地など必要な情報については入団時に把握しており、個人ごとに消防団員名簿を作成し、システムで管理しております。

また、出動しやすい環境の整備を企業や組織に働きかけるべきとのご質問については、新入団員は、所属企業等のご理解とご協力により入団していただいておりますが、今後も企業等に対し、火災や自然災害時には、勤務中における出動に対しての職務免除など、引き続き特段の配慮を求めていると考えております。

近年は、いずれの分団も団員の確保に苦慮し、コロナ禍以降は消防操法大会を辞退する分団もあるなど、将来的には分団の再編を検討せざるを得ない状況であることも事実であります。

町としましては、今回の能登半島地震をひとつの契機として、地域住民や企業に対する消防団への団員加入促進はもとより、新たな視点として、「二十歳の集い」での団員募集チラシの配布や女性活躍社会の一環として女性消防団員の加入促進、移住された方への呼びかけなど、「自らの地域は自らで守る」という崇高な精神を持って活動する消防団員の維持、確保のためにも、広報・啓発活動を強化していきたいと考えております。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

質問の手順がよろしくなかった。ごめんなさい。

民生児童委員についても同時に質問すべきだったんですが、過日の民生児童委員会の定例会の後の懇談会で、たくさんの方と意見交換させていただいたんですが、これらの組織の方々も崇高な精神で地域の皆様の心のケアにあたっているということで、非常に感謝を申し上げるところなんですが、それらの方々の言う事には活動時間がとれないから民生児童委員に就任できないというケースがあるそうです。それは勤務時間中にはなかなかそういう活動ができないということで、「現役世代」といういい方は私あんまり好きではなくて、みなさん人生は生涯現役だと思っているので、そういう言葉は使いたくはないんですが、やはり就業している方はなかなか民生児童委員に就任できない。で、仕事をリタイアされた後に多くの方がやろうかというふうになるんだと思います。

ただやはり若い方にも積極的にこういう活動には参加をしてほしいということであれば、消防団員と同じく、民生児童委員の皆様も勤務時間中に少し時間を割けるような体制がとれないかということも多く企業に求めるべきではないかというふうに考えるのですが、それらについてのご質問にお答えをお願いいたします。

稲岡健太郎町長 議長。

民生・児童委員の活動環境の向上についてお答えいたします。

民生・児童委員は、高齢者や障害のある人など、支援が必要な人の見守りをはじめ、生活や子育てに関する相談のほか、地域の福祉活動への参加など、精力的に活動していただいております。

また、今回の震災においても、発災当初は高齢者等の安否確認、安全確保のほか、被災者の方々に対し、ボランティアセンターや各種申請へのつなぎ役として活動していただき、深く感謝を申し上げます。

このように、平常時、災害時を問わず、地域福祉における、非常に重要な役割を担っていただいている民生委員・児童委員のなり手不足の問題は、本町を含め、全国的な課題となっております。

この問題を解決するため、以前より、区長会役員、民生児童委員協議会役員、町の三者で、なり手不足解消対策など話し合いを行い、その結果、地域と連携していくことが最も重要であると共通認識しているところであります。

議員ご質問の、会社等に就業されている方の委員への就任についてであります。現委員の職業別の状況は、会社員など勤務されている人が30人、自営業が21

人、無職が37人となっており、現状でも、自営業を含め、就業の傍ら委員をされている方は、全体の6割近くを占めており、各々が委員として、さまざまな理解を得ながら活動をしていただいております。

今後は、近年の超高齢化社会に伴う、定年延長の流れを踏まえますと、会社員など就業されている人の就任がこれまで以上に求められており、このため、家族や会社の理解と協力のほか、委員活動の負担軽減と地域との連携を地道に呼びかけ、実行していくことが重要であると考えております。

近年、家族構成の変化や情報機器の進歩と普及により、地域の人間関係の希薄化が社会問題化する中、即効性のある打開策というものは、なかなか難しいものがありますが、町としましては、今後とも、地域住民の理解と協力を訴えていくと共に、区や関係団体など地域との連携を推し進めていくなど、民生委員・児童委員が働きながらも活動しやすい環境を整えるよう支援をし、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

1点だけ再質問と、あとひとつ疑問を申し上げたいと思います。

再質問の内容についてはですね、役場職員の方にも消防団員の方いらっしゃるんですが、たいへんご活躍いただいていると思うんですが、それらの方々も勤務中に大きな災害が出た場合、公務を優先させなければいけないのか、災害現場に出動しなければいけないのか、これたいへん大きな悩みでもあると思います。これまでの事例も踏まえて、どのような体制になっているのかということをお聞かせいただきたいということと、あと、なぜ答弁書が出てこないのか、ということですね。他の方にはたぶん出るんでしょう。

その2点についてお知らせいただきたいと思います。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 南議員の再質問についてお答えいたします。

一つ目の役場職員の分団員のケースについてですが、それは個別のケースによってまた違うと思いますので、優先させるものはその都度、その都度判断するものになるのかなと思っております。

2つ目の質問は、今回の質問に直接関係ないのかなと思うんですが、これは内規として決まっていることでありまして、質問書と答弁書が交換という形になっているのではないかなと私は理解しております。

以上で再質問の答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

内規であるということであれば、それに従うだけですが、基本的に通告出せば、それで役目を果たしているかなと思うんですが、次の質問に移ります。

震災復旧復興創生室の在り方についてであります。

冒頭、町長から謝罪の言葉もありましたが、まずほとんどすべての職員の方は、震災復旧に対して、懸命に取り組んでいるということは十分承知をしております。

職員の皆様、本当に震災発災直後から自分の時間を削ってでも職務にあたっているというふうに理解をしていますし、休日さえも犠牲にしながらこれまでいろいろと対応されてきたと思います。

そういう中で、職員の皆様に少しでも負担を軽減させるというのも上層部の在り方であろうと思います。

今回震災復旧復興室というのを創られましたが、そちらの課長と参事が職務を兼ねているということでもあります。これ、ほんとに大きな負担じゃないかなと思ってます。私の理解ではそのお二方はたいへん優秀な方なので、これやりなさいと言えばたぶん一生懸命やってくれるんだと思いますが、精神的、肉体的な負担は相当大きいと思います。

もちろん他の部署が楽だと言っている訳ではありません。個別の復旧事業については所管の担当課が担うわけですから、それぞれの課が等しく忙しくなっているということは十分承知をしています。それらの負担を軽減させるために、震災に対する、復旧・復興に対する、専門の課を創ればどうかというのは先の全協でもほかの議員さんから提案や質問があったと思います。

能力の高い人だから二つ任せればいいんだということではなくて、その他の課に分散されている負担をも吸収するためにも専門の課が必要でないかというふうに思っています。

報道でもありましたが、市役所や役場の職員の5割を超える方が一度は辞めた

いと思ったことがあるという報道もありました。そういうことを考えると、このままでいいわけでないというのが当然ご理解のことだと思います。

今年度については発災直後であったし、昨年の人事の関係もあったので職員の増員はできなかったでしょうが、来年度以降は長いスパンで物事を考えるのであれば、さらに追加の職員を入庁させてでも、職員の皆様の負担が軽減されるべきではないかと思うんですが、そういった専門の課についてどのようにお考えかをお聞かせください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

南議員の「震災復旧復興創生室の在り方について」のご質問にお答えいたします。

本年4月に企画財政課内に設置した震災復旧復興創生室においては、昨年度までふるさと創生室が担当していた業務に加え、「震災復興計画に関すること」「震災の復旧・復興本部に関すること」「帰還対策に関すること」などの業務を担当しております。

具体的な震災関連業務として、復興計画の取りまとめや策定に加え、計画の進捗管理や意見集約、また各種復興事業や県復興基金事業など、復興に係る全庁的な調整・管理業務を行っております。

議員ご質問の、次年度以降は専門の担当課を設置して職員の負担軽減、職務取り組み時間の拡充を行うべきについてであります。7月に策定した震災復興計画における創造的復興リーディングプロジェクトをはじめとする各種施策の着実な実施のためには、県の復興基金はもとより、有利な財源の確保、毎年度策定する事業計画との調整を含めた進行管理が必要であります。

現在、企画財政課では、事業計画や予算編成、財政計画の策定など、全庁的な調整・管理を必要とする業務を担当しておりますが、これらの業務は復興計画に伴う事業と密接に関係することが多く、引き続き、現状の体制のとおり、企画財政課と兼務していくことが、より効果的に事業を進められると考えております。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

追加で増員に関してですが、現状、すべての業務で人出が足りない状況であります。募集をかけてはいますが、現状の全国的な人手不足、これは震災前からお

そらく続いている状況に、今回の震災でさらに必要になっても、人がなかなかいない、集まらない状況という事にもご理解いただきたいと思います。

以上です。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

見た目というか、感じ方として、ふるさと創生室を廃して復旧復興創生室を創ったのかなというふうに一般的には受け止められていると思うんですが、そうではなくて、ふるさと創生室の業務に加えて震災の仕事も与えたということであれば、さらに仕事を増やしたということですので、これ、ちょっといかがなものかと思います。

やはり、人を使う立場としてはもう少し配慮があってもよかったのかなというように答弁では聞こえたんですが、私の誤解であれば、そうであってもいいんですけど、答弁は結構です。

それでは3番目の質問です。

教育長の在任中についての所感、在任中の所感についてであります。

私が12年、13年前に議員に初めて当選したときは、まさに3人の子育て真最中の時でありまして、教育問題というのは非常に関心が強く、これまで議員活動の中でも注力してきたことのひとつであります。

一般質問でも教育関係についてはたびたび取り上げて、環境の向上ですとかいろいろ児童生徒に対する配慮についても求めてまいりました。

間嶋教育長におかれまして、たびたび答弁をいただきまして、その答弁内容から児童生徒を愛し、現場の教職員の皆様を大切に思う気持ちが表れた答弁もいろいろと頂いておりますし、答弁以降に問題を取り上げてくれてありがとうございますという、感謝の念をいただいております。

そういう面で本当に尊敬すべき教育長であります、今回10月21日に任期の満了を迎えますが、ご自身の在籍中に対しての所感についてお聞かせいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

南議員の教育長在任中の所感についてのご質問にお答えいたします。

南議員には、「在任中の所感」ということで、発言の機会をいただき、感謝を申し上げます。これまで、2期6年間の任期中に、重点的に取り組んだことについて述べさせていただきます。

学校教育では、まず、令和4年度から本格実施いたしました「志賀町学校教育モデルの取組」でございます。この教育モデルは、「情報教育」「外国語教育」「道徳教育」などに加えまして、志賀町の伝統、歴史、自然、産業などについて学ぶ「ふるさと教育」を柱とした、教育プログラムでございます。学力に特化することなく、知・徳・体の生きる力、そして、ふるさと志賀を愛する心情の育成をねらいとしております。編成から実践と5年が経過いたしましたが、町内4校の先生方に共通理解が図られ、実践が深められております。

本年度の全国学力学習状況調査の質問紙調査において、「自分にはよいところがあると思いますか」「学校に行くのは楽しいですか」「将来の夢や目標をもっていますか」「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に対して、「はい」と答えた回答が、県平均よりもすべて高い回答率を示しており、教育モデルの取り組みの成果が現れてきているものと実感しております。

次に、「コロナ渦における子ども達の安全・安心の取組」でございます。令和2年3月からの新型コロナ対応におきましては、令和5年5月の5類への移行までの3年間は、これまでにない対応・対策が求められました。その時期の感染状況に応じた、休校措置や学校活動におけるガイドラインや感染症対策の徹底、学校行事や修学旅行などの実施判断や対策など、教職員、保護者の皆様に方針をお示ししながら取り組んでまいりました。この間、町内の小中学校での感染は最小限に抑えられ、現在は、落ち着いた学校生活が送られていることに安堵しております。

次に、記憶に新しい「能登半島地震にかかる学校再開に向けた取組」でございます。元日の団らんから一転した地震対応には、言葉では言い表せない切迫感がありました。町内4校の被災状況を確認するとともに、町対策本部会議の復旧状況を照らし合わせ、学校再開に向けた協議を進めました。特に、被害が甚大な富来小学校の富来中学校への移転につきましては、さまざまなケースを模索いた

しましたが、自宅から通え、子ども達や保護者の皆様の不安が少ない形で再開することが、最善策であると判断させていただきました。地震後の混乱の中、町内4校とも1月下旬に学校が再開できたことに、安堵をしております。

次に、「富来地域の小中学校のあり方」についてでございます。

富来小中学校のあり方につきましては、令和4年5月より「富来地域小中学校適正規模・適正配置検討委員会」で検討し、令和5年10月に、「小中一貫教育学校を開設することが望ましい」という答申をいただきました。

町教育委員会といたしましては、この答申を受けて検討を始めるところでございましたが、今回、能登半島地震により富来小中学校が甚大な被害を受けたことを踏まえ、現在の富来中学校の敷地内に小中一貫教育学校を新設することとし、そのあり方をお示しできたと考えております。

生涯学習では、町総合体育館のトレーニングルーム、武道館、陸上競技場の改修など、スポーツ施設の充実が図られ、これらを活用した東京オリンピック、パラリンピックの事前合宿を実施することができました。

また、コロナ禍ではございましたが、町民の健康づくりや生涯スポーツの推進に向けまして、ふるさとリレーマラソンなどの町民参加のスポーツ行事の開催などを行ってまいりました。文化芸術活動においては、文化祭や生涯学習フェア等の町民参加の文化行事、「志賀町を描く美術展」、「子どもデザイン教室」などの金沢美術工芸大学との連携事業などに取り組んでまいりました。

以上、6年間の取組について、重点的に取り組んできたことを、述べさせていただきました。

そして現在、喫緊の課題が、能登半島地震からの復興でございます。

教育委員会が所管する、学校教育、生涯学習関係の施設も甚大な被害がございました。町が策定いたしました「復興計画」のもと、学校教育・生涯学習関係の復興にしっかりと取り組んでいくことが必要でございます。

学校教育では、「富来小中学校の再整備」を最優先に、迅速に進めなければなりません。また、生涯学習では、文化ホールや総合体育館などの復旧を早急に進め、町民の皆様の本来の文化芸術活動やスポーツ活動の再開につなげなければなりません。

この様に、コロナ対応、地震対応の中での在任期間ではございましたが、議員

の皆様、町民の皆様の温かいご支援とご協力をいただき、微力ではございますが、6年間務めさせていただくことができました。

皆様には、厚く御礼を申し上げ、所感とさせていただきます。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

教育長のこれまでの活躍に感謝を申し上げ、次の質問、最後の質問に移ります。地域活性化企業人との連携についてであります。

これまで地域おこし協力隊員等が多く町にも入ってこられていろいろとご活躍をいただいたんですが、それらの人々については、やる事業について一貫性がないというか、それぞれ別々の視点から取り組んでいるので、継続性がないということも含めて、残念ながら大きな成果が得られたかなというのと、そういうような実感があまりないというふうに考えています。もちろん十分頑張っていた結果ではありますが。

今回、地域活性化企業人ですか、何度か懇談することがありまして、いろいろ意見をお聞きいたしました。そこから得られた感覚と取組みについて、私自身はこれまでの協力隊員よりも数段本気度が高いというふうに感じています。現にそちらの会社のCEOの方は、志賀町に住居を構えてまでやりたいというふうにおっしゃっていました。それだけやっぱり本気をだしているのかなと思いますし、3年で区切らずにもっともっと頑張りたいんだというような話もお聞きをしています。

そういう観点からも、先ほどの質問とちょっと関連づけてほんとは言いたかったんですが、ふるさと創設室がなくなったのに対して、やっぱり必要だったんでしょということを言おうと思ったんですが、それは残したうえで名前が変わったということですから、残っているんですから、そちらと連携していただきたいわけですが、町を変える、町を創る、そして新たに創るくらいの勢いで復興するんだと言ってる訳ですから、せっかく頑張って地域おこしをしようとしているこの企業人の方と震災復興の一助を担っていただくためにも連携を強化して、今も強いのかその辺はわかりませんが、その辺についての現状の取組みと将来像について、現状、どのような状態かをお聞かせください。

福田晃悦議長 福田商工観光課長。

福田秀勝商工観光課長 はい、議長。

南議員の「地域活性化起業人との連携について」のご質問にお答えいたします。

志賀町観光協会は、令和4年3月28日に観光地域づくり法人（DMO）に本登録となりまして、地域活性化起業人のノウハウや知見を活用し、地域の「稼ぐ力」を備えた協会を目指して活動しております。

このような中で今年度から迎えた新たな地域活性化起業人は、これまでに関わってきた自治体において、地域の事業者と連携したアクティビティの開発によるDMOの運営、地元の学校と事業者との交流による観光地域づくりなどの実績がございます。

その経験を生かし、まずは組織体制の状況把握と強化のために観光協会の会員と積極的に面談を行うことなどによって、会員の意識の改革にも力を入れております。

さらには、観光地域づくりに向けたDX化の推進、観光資源や食文化の魅力発信、インバウンドを含めた観光客の誘致などを目指して意欲的に取り組んでいるところです。

今回策定しました復興計画においても、観光産業の再建のためには、被災した観光施設の復旧だけではなく、「観光地域づくり体制強化」が求められており、地域活性化起業人と連携することで、その実現につながるものと考えております。

その取組の一つとしまして、いしかわ文化観光コンテンツ造成支援事業を活用して太鼓の町「志賀町」をテーマとした教育旅行の商品造成を行い、広く情報発信することとしており、更にさまざまな取り組みをすることで、賑わいの創出につながるものと考えております。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 南正紀君。

南正紀議員 議長。

先だっの冒頭で能登地方の隆起した海岸線を学びの材料として修学旅行を招こうというような考え方もあるようです。震災を負の観点からばかり見るのではなくて、これを何か起爆剤として取り組めるような考え方が必要になってくると思います。

答弁いただいたように、これから観光にも力を入れて、こんな時だからこそ人を招くという観点からぜひとも事業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げ、質問を終わります。

福田晃悦議長 2番 梢正美君。

梢正美議員 はい、議長。

みなさん、おはようございます。2番 梢正美でございます。

復旧・復興に向けて、3点質問させていただきます。

まずは町独自の、木造住宅の耐震化補助制度の創設などについて、昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる「旧耐震基準」によって建築され、本町では耐震性が不十分なものが多く存在します。

今回の大地震では、多くの住宅が倒壊や半壊以上の被害がでました。特に能登の伝統的な農家の住宅等は、重い瓦で、しかも何重層にもなっている大屋根の棟、そして、建具やサッシなどの開口部が多く、肝心の耐震壁が少ないので、横揺れには弱いという構造的欠陥があります。

今後も能登だけでなく、日本各地において、大規模地震の発生の切迫性が指摘されていますが、このような地震から自ら命・財産等を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、住宅や建築物の所有者一人ひとりが、問題意識を持って取り組んでいただくことが重要であります。

一方で町では「志賀町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を掲げ、住宅所有者の経済的負担の軽減を図っています。

この制度は、実際には、国、県、町が一体となって行うもので、住宅の耐震診断費や耐震設計費、耐震改修費に対する財政的支援を行うものであります。

ところが本町に多い大きな農家の住宅の場合、実際に国の耐震基準を満たし、耐震改修に関わる費用は元来500万円から1,000万円かかることが大半で、個人の持ち出しが多く、高齢化社会ではなかなか施工に踏み切れない話を耳にします。

そういった実情を踏まえ、今回現行の耐震化制度に対して町が金額を上乗せするものの、どれだけの住宅が補助の活用ができるものかと憂慮する点もあります。

町として、この実情を把握した上で、今回、補助制度の創設を行っているとは思いますが、ここで一つ質問です。大震災の前後の耐震診断と耐震改修に関わる

申請状況及び実績、それらを検証・分析した結果を踏まえ、今後、どう取り組むかを、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、現在、この震災を受けまして、住家の四方に耐震壁を新たに設置し、真壁から大壁にする工法や真壁の資材を厚みのある板張りにする等の工夫によって倒壊しないよう、最低限、命だけは守れる耐震対策の工法を取り入れた施工を実施しているケースが多くあります。

私達の住宅は繰り返される地震で脆くなっており、今後国の耐震基準よりハードルの低い対策レベルでも対象とする支援を求める声があります。

一方で町独自の耐震対策の基準を設定するのは容易ではないとは思いますが、能登のこの伝統的な農家住宅など本町の実情、住宅事情に即した町独自の耐震化補助制度創設を求めます。どうかお考えをお聞かせください。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内まち整備課長 議長。

梢議員の「町独自の木造住宅の耐震化補助制度の創設等について」のご質問に
お答えいたします。

今回の地震により、能登地域のみならず、県内各地で広範囲にわたり住宅の傾斜や宅地の損傷など、甚大な被害が発生しました。

本町においても、多くの住宅が被災し、罹災判定における全壊棟数が住家で550棟を超えるなど、やむを得ず解体を選択せざるを得ない被災者が多く見受けられます。また、被災し修理が可能なのか、今後も地震によって倒壊しないか、悩まれている方も多くいるものと認識しております。

このような中、7月末に策定した町の復興計画においても、「災害に強く住み続けられるまちづくり」の一つとして「住宅の耐震化」を掲げております。

本町の住宅耐震化については、平成25年度より耐震診断から改修工事までの一連の取組について、補助制度を創設し、周知を図ってきたところでありますが、昨年度までの直近5年間では、診断が22件、うち10件の改修工事に留まっている現状です。

これは、ほとんどがリフォームに合わせて耐震診断を行ったものの工事費が高額となることから耐震化工事まで至らなかったものと分析しております。

議員ご質問の「町独自の木造住宅の耐震化補助制度の創設」については、今定

例会の補正予算案の中にも「住宅耐震化促進事業」として、これまでの制度を拡充した事業内容で計上しております。

新たな制度では従来制度で要件としていた、昭和56年5月以前の築年数の古い建物を対象とする要件に関係なく、被災して耐震性が低下した建物、具体的には罹災判定で一部損壊以上の判定を受けたものとしており、補強金物や傾斜に対するジャッキアップなどの改修工事に対し補助する制度とし、被災住宅向けに新たに支援するものとしております。

また今回、この制度においては、本町の住宅は全国平均よりも家屋面積が大きく、多額の改修費がかかる地域特性を鑑みて、町独自で耐震補強計画に要する費用補助や改修費においても、上乗せで補助額を拡充し、耐震診断から補強計画、改修工事費に対し、最大で275万円を補助するものとしており、また、居住部分を優先に耐震化を図る「段階的耐震改修」も可能なものとしているものです。

今回の地震により、住まいの耐震化を考える大きな契機となったことから、町としても拡充する耐震化制度の周知を十分に行うほか、さまざまな支援を行うことで、安心して長く住み続けられる住宅の再建を後押しし、暮らしの再建につなげてまいります。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい、議長。

ただ今の答弁をいただきまして、この一部損壊だった方々に対してでもこの補助が活用できるというところをお聞きし、今後、費用の面については275万円上限という部分で、先ほど私が申し上げた500万円から1000万円かかる大きな家の対象となるところは未だ憂慮する点がありますが、今後の実績をみながら考えていければといいかなというふうに思っております。

これまでも、今まで復旧復興に向けて本当にご尽力いただきました職員の皆様に感謝を申し上げ、今後も住民の方々が安心して暮らせる自宅の再建に向けて私も議員も一緒に考えていきたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

それでは次の質問に入らせていただきます。

続きまして、特別支援学校に通う児童生徒について、本町では「第2期志賀町

子ども・子育て支援事業計画」における基本理念として「地域のぬくもりに抱かれて、家族・子どもの笑顔の輪が広がる志賀っこの郷」を掲げています。この理念に基づき、障がいのあるなしにかかわらず、互いの違いや良さを認め合い、支え合いながら共に学ぶ環境の充実・推進に取り組んでいるものと思われませんが、「副学籍制度」の導入がまだないので現状と今後の取り組みについてお聞きします。

まず、本町立小中学校内には支援学級が設置されているが、本町には専門的な福祉サポートが充実した特別支援学校がないため、専門的な支援を必要とする児童生徒は、近隣の市町にある特別支援学校に通っているようです。

本町で対象となるお子様の保護者の方から、特別支援学校はより専門性の高いサポートを個別に対応してもらえる一方で、「住み慣れた地域とのつながりが途絶える」と、副学籍制度導入を求める声が私のところに寄せられました。

ではこの「副学籍制度」とは、特別支援学校に通う児童生徒が、自宅近くの小中学校にも副次的に籍を置き、地域の一員として学び合う「副次的な学籍制度」のことです。

この制度導入によって、小中学校の児童生徒にとっても、障がいや多様性への理解が深まる「インクルーシブ（包括的な）教育」が期待されるものと、障がいのあるなしにかかわらず、互いの違いや良さを認め合うことができ、互いに支え合いながら共に学ぶ環境づくりにつながっているケースは多いとお聞きします。

最近、この制度は東京都をはじめ、埼玉県、神奈川県、長野県、滋賀県などの他の自治体でも導入が広がっています。

しかしその一方で、教員や保護者の負担増といった課題もあるそうですが、その中で、長野県伊那市では伊那養護学校小学部と地元の中沢小学校との連携で日課を合わせる工夫をしながら、休み時間を活用した「ふれあいタイム」や縦割り清掃への参加、図書館の利用など、日常生活の中での自然な交流及び共同学習が実践されています。

こうした取り組みによって、日常の学校生活の中で関わりが多く生まれてきていることが好事例として報告されています。ちなみに、伊那養護学校に通う児童生徒が住む9つの市町村では、全てに副学籍制度があり、2005年度には駒ヶ根市

が県内で初めて導入したことをきっかけに広がったそうです。運動会や遠足、朝の会への参加、学校便りの共有など形、頻度はさまざまですが、2020年度は伊那養護学校の121人のうち78人が利用したとあります。

この副学籍制度により特別支援学校生が教育制度一般から排除されないこと、本町において初等中等教育の機会が与えられることはとても重要と考えます。ぜひとも本町でもこの考えを大切にしていきたいと切に願います。

ではここで2つ質問です。

本町における特別支援学校生と町立小中学校生との交流や地域の一員として学び合う環境づくりを求めますが、現状と今後の取り組みについて、お考えをお聞かせください。

次に、副学籍制度導入を求めますが、本町ではどのようにお考えをお聞かせください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

梢議員の「特別支援学校に通う児童生徒について」のご質問にお答えいたします。

まず、町内から特別支援学校に通う児童生徒と町内小中学校に通う児童生徒との交流についてであります。

現在、町内において特別支援学校に在籍している児童生徒は小学生8名、中学生7名で、いずれも県立七尾特別支援学校に在籍しています。

県立特別支援学校に通う児童生徒と、その居住地の公立小中学校の児童生徒との交流については、特別支援学校の授業の一環として行われています。特別支援学校では、10年程前から、在籍する児童生徒の保護者の希望をもとにその居住地にある学校と日程や内容を調整し、実施しており、本町では各学校でその取組に協力しております。

今年度は、七尾特別支援学校から3名の児童が志賀小学校の通常学級での授業に参加し、交流する予定となっています。

次に、副学籍制度の導入についてであります。

特別支援学校を所管する県では、先に述べたように、特別支援学校と居住地の小中学校との交流を行うことで地域のインクルーシブ教育を推進していることか

ら、副学籍制度を導入しておりません。

全国的にはいくつかの自治体ですでに導入されているところではありますが、本町としては、その制度の仕組みや効果、特別支援学校に通っている方々の状況等を把握し、また、特別支援学校を所管する県の動向を注視しながら、検討していきたいと考えています。

議員のおっしゃるとおり、インクルーシブ教育の実現は、本町の教育大綱に掲げる基本理念の「自主・自立・共生」につながる大切なことと認識しておりますので、当分の間は、現在行われている特別支援学校と小中学校との居住地校交流の継続と内容の充実にむけて必要な支援を行っていききたいと考えています。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。

ただ今町長の答弁で、実際にこの副学籍制度の導入はないけれども、実際に交流の場を、交流の場があるということがよくわかりました。

ただ私の方に今回お声があった方なんですけれども、やはり障がいを抱えている保護者さんなんです、その方が転校を促すようなお話があったというような声がありましてちょっと相談を受けたと、そうなったときにいろいろ私も相談を受けてお調べをしたところ、この制度が該当するのではないかというふうに考えました。

例えばそういった児童生徒に対してですね、なんとか同じ地元の地域の子どもとして、子ども達として籍をおくことというのは、今後、今このまま、当面この制度を導入はないという回答でしたが、今後の方向性を、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います、お願いいたします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

梢議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃる事案、私も伺っております。

ですが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、制度の中でそういった対応をすることも可能なんです、本町では対象となる児童生徒の数等を鑑みましても制度化するよりは個別の案件で対応していくことが可能なんじゃないかと

いうふうに考えておりますし、今言われた保護者の方々の心情であったり、また児童生徒本人の意思等もあるかと思います。

そういったことも含めて教育委員会のほうにご相談いただければ対応したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい、議長。

制度導入については大変理解、深まりました。また本当にそういった問題がありましたら私も寄り添ってお話を聞きたいと思いますので、教育委員会のほうでも是非ともよろしくお願いします。

それでは最後の質問に入らせていただきます。

地域における住民組織「まちづくり協議会」の設立を求めます。

本議会では、今回の大地震を受けて、本町の復旧・復興がさらに、町民のための町民主体による町復興となるよう、全国的にも注目されている、2016年4月の熊本地震からの復興を学びに、熊本県上益城郡益城町を5月に訪れました。

そこで多くのことを学び、提言書として、前回の議会本会議にて、議長より町長へ手交いたしました。今回は、その提言内容に基づき、町民と協働による復興に対してお考えをお聞きいたします。

国では、これまで阪神・淡路大震災以来、地域が能動的に復興まちづくりに取り組み、集落の個性を活かした工夫をすることの重要性を指摘されています。この住民主体の復興計画の策定が可能になった要因には第1に、復興法の施行であるようです。復興法第11条では、被災した市町村が住民主体の復興計画を策定できるよう規定されていることと、被災した市町村が必要と認めれば、被災住民を協議会の構成員にすることができるとあります。

そこで益城町では、「益城町震災復興基本方針」にまちづくり協議会の施策を打ち出しました。そして2016年4月の熊本地震発災からその年度末までにまちづくり協議会に関する規則、要項などを整備しながら、住民に対する協議会設立に向けた勉強会の開催を行っています。

その結果、翌年の夏頃には20を超えるまちづくり協議会が設立され、集落としての復興の議論が各地で始まったそうです。益城町では、戦略プロジェクトとして、住民同士の交流機会の充実、まちづくり活動の支援も拡充し、その結果、発

災から6年後、2022年度にまちづくり活動団体登録数は、新たに50件も増えているそうです。

組織の位置付けについては、益城町の農村地は高齢化が進んでいるとはいえ、依然として従来の自治組織がしっかりしており、自治会を中心に集落が動いています。これは本町も同じで、従来の区長会が核となって日常はもちろん、有事でも地域のリーダーとして、災害対応に寄与してこられました。そのため新しい仕組みとして組織を設置するにあたり、区長会を中心に地区住民が集まって話し合う環境を整え、参加者同士の対話から地域の将来像を復興計画として策定し、町長へ提案することができればと考えます。

ここでポイントは、益城町では、従来の自治会や他のまちづくり協議会と大きく異なる点があります。土地区画整理事業などの公共事業の実施を前提としていないことです。地域の将来を住民が集まって考えながら避難路や避難場所の整備を町へ提案することから活動がスタートしています。

地域ではこの機会に腰を据えて人口減少、高齢化が進む地域コミュニティのあり方など、地震前から課題となっていたことをみんなで話し合うよいタイミングでもあるかなと思います。

しかし一方で、課題もあります。住民同士、住民と大学など、住民主体のまちづくり活動を支援する仕組みが乏しいことが挙げられています。

復興は、行政だけでなく、企業、NPO、地域住民・コミュニティなど、さまざまな主体による取り組みや連携が重要です。これらの関係者、ステークホルダーとのマッチングや専門家の派遣、計画策定支援、フォローアップなど、町のワンストップの支援は不可欠です。全国的にもこの復興まちづくり協議会の取組は非常に参考になるものと議会からも提言いたしました。

本町の新たな仕組みとして、地域における住民組織の位置づけとしてはこのまちづくり協議会の設置と支援を求めますが、本町でのお考えをお聞かせください。

福田晃悦議長 村井企画財政課震災復興創生室長。

村井直企画財政課震災復興創生室長 議長。

梢議員の「町民との協働による復興について」のご質問にお答えをいたします。

今回の震災は、1,000年に一度とも言われる大規模な災害で、町を一から建て

直さなければならないと思うほど、広範囲にわたり、甚大な被害を受けました。

町では、ご承知のとおり、町の復旧・復興に向けて、県内市町の中で、いち早く復興計画を策定することにより、町民の皆様の一日も早い正常な暮らしと生業を取り戻し、町全体の復興を進めていくこととしております。

国・県・町が一体となって復興を進めていくことは、当然のことですし、町では、他県や他の自治体からの中長期派遣職員の支援も受けながら、復興事業を進めております。

しかし、半島であるが故の地理的事情などにより、遅々として進んでいない点もあります。

こうした中で、これからは復旧期から復興期に移り、復興に向けて多様な団体や人の関わりが重要となってきます。

6月の議会定例会で決議された議会からの提言にありますように、「町民との協働による復興」がこれからの局面において重要であると考えております。

役場だけが復興に携わるのではなく、住民や団体等、さまざまな活動の中で、道は違えど、復興というゴールに向かって共に突き進んでいかなければならないと考えております。

議員ご質問の「まちづくり協議会」の設置根拠についてであります。今回の地震は、復興法、即ち、大規模災害からの復興に関する法律第2条第9号の「非常災害」としての指定であったため、同法第11条に規定する復興協議会の設置規定は適用をされません。

しかし、まちづくりに向けた能動的な活動、組織を全く否定するものではありません。

現に、被害の大きい富来地域では、既に商工会を中心とする民間組織が「とぎ道の駅周辺の再開発への提案」についての動きを進めており、町も相談を受けております。今後は、このような能動的な活動が広まっていけばいいものと考えております。

現実的なこととしましては、行政のサポートという前に、その活動の先頭に立つ人がいなければなりませんし、また、それに賛同し、協力する人もいなければなりません。

こうした船頭役となる人材の発掘については、行政ではなかなか関与できませ

るので、梢議員もその役目を担う人の発掘や育成、これに一役買っていたいただけることを期待しております。

また、組織の支援についてですが、県がこのほど「能登官民連携復興センター」を10月に設立し、先進的な取組を行っているNPOでありますとか諸団体とのマッチングによるノウハウの提供や資金面などの伴走支援を行い、行政だけでは十分にフォローできなかった分野にも対応するとのことでもありますので、町としましては、該当するこのような取組を行おうとする組織について、当センターに橋渡しをしていきたいと、このように考えております。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい、議長。

ただ今、村井課長のご答弁につきまして、まずひとつは私からお詫びです。

この法律にあたってご教授いただき、誠にありがとうございます。ただそういった法律に沿ってまちづくり協議会が他自治体で執行されているということはちょっとお調べの中にあつたもので申し上げました。

そしてもうひとつ、私をですね、たいへんなお役目にご期待をいただきまして、誠にありがとうございます。期待に応えられるようにがんばっていききたいと思います。

そして確かに住民が主体になっていくって自らの意識が重要だと思いますし、この県の取組においてももうすでに復興に向けてのこの補助金が公募されているところもありますので私の方も声をかけていきますが、町の方でもこの補助金に対しての相談等がありましたらぜひともご支援をいただきますように、よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

福田晃悦議長 ここで暫時休憩します。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時20分 再開)

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

日本共産党の中谷松助です。

私は第3回定例会にあたり、6点について一括して質問をさせていただきます。

まず1点目は、小中学校体育館へのエアコン設置を、についてであります。

今年も非常に暑い日が続きます。そんな中、現在、町内小中学校の教室にはエアコンは設置されていますが、体育館には設置されていません。文部科学省は学習の環境に適した気温は夏場で「25℃～28℃」としています。

ならば、学習や体育に集中しやすい環境づくりや、高温、低温による体調不良の防止、授業計画のスムーズな進行、そして昨今では避難所としての防災機能の向上といった観点から、小中学校体育館へのエアコン設置が喫緊として待たれているのではないのでしょうか。

国などの補助施策を有効に活用して、町内小中学校体育館へのエアコン設置を求めるものであります。

2点目は、危機管理課の設置を、についてであります。

今次の地震被災で痛切に思いますのは、これだけ災害多発国となってきた中では、常日頃から災害時対応を考え、準備に特化した、いわゆる危機管理課の設置が本町でも必要ではないかということです。当然、今回もさまざまなところとの連携を取っての対応をされてきた訳ですが、その連携のつなぎ役、チェック役のような所がいるのではないのでしょうか。

要は、スピーディーな被災地、被災者への命最優先の支援です。例えば、避難所の開設、そこへのきめ細かな支援、ボランティアの受け入れ体制、各地からの支援物資受け入れ体制、町内各地域での避難初動体制の構築など、など、実践面では多岐にわたると思います。

まして本町では原発がありますから、その事故時の避難対策もあります。

よって、本町での災害時対応、準備に特化した危機管理課の設置を求めるものでありますが、いかがでしょうか。

次に3点目ですが、高齢者らのコロナワクチン接種の全額補助を、についてであります。

国は本年10月から65歳以上の高齢者と心臓や腎臓、呼吸器に機能障害があるなど基礎疾患を持つ60から64歳の人を対象にした新型コロナウイルスワクチンの定

期接種を始める方針です。年1回接種で自己負担額は自治体によって異なりますが、最大で7,000円となるようです。ですから7,000円を全部本町が持っていていただければ、自己負担はゼロ、という事になります。

今、コロナ感染は油断出来ない状況となっています。特に石川県内でも私達の能登中部は1定点医療機関当たりの患者数は、30人前後という、全国的に見ても突出した高い数字となっています。

よって、より感染を防ぎ、重症化や後遺症で苦しむことの無いよう、まずは高齢者らへのコロナウイルスワクチン接種への全額補助で安心を広げて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、後期高齢者医療人間ドック助成制度の創設を、についてであります。

本町では生活習慣病をはじめとする病気の早期発見や早期治療、健康維持に役立てるため、国民健康保険での人間ドック・脳ドック助成事業があります。

しかし、75歳以上になると、後期高齢者医療制度に組み入れられ、人間ドック・脳ドックへの助成制度はありません。人生100年時代と言われる中、よりしっかり検査をしたいと思っても、1日ドックで約4万円以上、2日ドックで約7万円以上掛かるとなると、ちょっと簡単に受けようという事にはならないと思います。

したがって、新たに後期高齢者医療でも人間ドック、脳ドックが気軽に、積極的に受けられるよう、本町での後期高齢者医療人間ドック助成制度の創設を求めるものであります。

5点目は、志賀原子力発電所の廃炉を求めよ、についてであります。

もしも、今回より強い地震が発生し、志賀原発において深刻なトラブルが発生した場合、おそらく地震による通行止めや道路の寸断で避難することが出来なくなるという事はもとより、新たにはっきりしたのは、海底隆起により、取水機能喪失というこれまでにない原発のリスクが顕在化したという事です。

隆起によって水を取る機能が失われてしまったら核燃料が冷やせなくなり、福島第1原発のように原子炉の核燃料が溶け落ちる、いわゆるメルtdownに至ってしまいます。取り返しのつかない事故になってしまう可能性があるという事です。

もちろん取水口の隆起だけで済むはずありません。

したがって、ますますもって、この地震・津波国においてはなおの事、原発は即刻廃炉にして、持続可能な省エネ、再エネに切り替えてゆくべきと思います。

よって、北陸電力には志賀原発の廃炉を求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に「和光台南の断層」に沿った地盤変状の調査を求めよ、についてであります。

今回の地震で志賀原発敷地から半径約5キロメートル程度の範囲、いわゆる敷地近傍にある「和光台南の断層」に沿った若葉台高台の能登中核工業団地南バス停付近から長田にかけて走る道路の北側及び北西側歩道に沿って特に際立った変状が連なっています。

バス停付近では、道路擁壁に新たな亀裂があり、断層付近の台地では、深さ1メートル以上、長さ数十メートル以上の割れが発生し、斜面側の歩道では長さ数十メートルにわたり大きく盛り上がり舗装が剥がれ落ちています。舗装面の下に敷いてあった小採石群が縁石を越えて滑り落ちています。

もし、「和光台南の断層」が動いたとしたら、新たな原発敷地周辺の活断層という事になります。原発稼働のための原子力規制委員会が策定した新規制基準では、原発敷地内の断層が震源として動かなくても、周囲の断層が動いたときに変異・変形をもたらすかどうか検討しなければならないとされています。

したがって北陸電力にはこのような地盤の変状をつぶさに調べて、どんな力が働いたのか解明する責任があると思います。

よって北陸電力には「和光台南の断層」に沿った地盤変状の調査を求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、6点について質問いたします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

中谷議員の2番目のご質問「危機管理課の設置を」にお答えいたします。

本町の防災全般に関する業務につきましては、現在、「環境安全課」が担当しています。

町における災害対応については、災害の種別に応じて「地域防災計画」が定められております。

これに基づき、一定規模の災害が発生した場合には、全庁的な組織となる「災害対策本部」を直ちに立ち上げ、各課長を各部門の責任者として、速やかに対応に当たることとしております。

また、被災した都道府県内の自治体だけでは、災害業務に対応できないような大規模災害が発生した場合には、被災都道府県が国へ要請することで、全国の地方公共団体から応援職員を派遣する「応援対策職員派遣制度」が確立されております。

今回の能登半島地震でもこの派遣制度が活用されており、本町には愛知県を総括として、全国150自治体・約2,500人の応援職員の派遣により、避難所の運営や物資の管理運搬、住宅被害調査など災害支援業務に従事していただいたことで、災害業務を円滑に実施することができました。

このように災害が発生した場合には、全庁的な組織体制で取り組むほか、大規模災害の場合には、県や国の協力・連携体制が確立されていることから、平常時の危機管理業務については、現行の「環境安全課」で十分に対応可能であると考えており、危機管理課の設置は考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、残りの質問については、教育長又は担当課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

中谷議員の「小中学校体育館へのエアコン設置を」についてのご質問にお答え致します。

既存体育館への空調設備の設置については、児童生徒の健康と安全の確保や、快適な環境での運動による学習効果の向上といった観点から、文部科学省では補助事業を創設し、全国的に整備を推進しているところでございます。

令和4年9月1日時点における、全国及び県内の公立小中学校施設の空調設備の設置状況をみると、全国の体育館・武道館の全保有数32,765室に対し、設置数は3,886室、設置率は11.9パーセントであり、県内では全保有数460室に對しまして、設置数が5室、設置率は1.1パーセントでありました。

また、県内の普通教室の設置率は100パーセント、理科室などの特別教室は

69.1パーセントであり、教室の設置率に比べ、体育館などの設置率は非常に低いのが現状でございます。

全国的に整備が進まない理由といたしましては、断熱性を高めるための改修や、重量に耐えうる構造の補強などに多額の費用を要するにもかかわらず、国の補助率や補助上限額が低いこと、また、整備後のランニングコストが嵩むことなどが挙げられます。

近年の気候変動による夏の危険な暑さや、気象状況が目まぐるしく変化していく中で、児童生徒の快適な学習環境を提供するとともに、今回の地震を受けまして、災害時の避難施設としての必要性もふまえ、国に対し制度の拡充を要望していくとともに、今後、大規模改修などの機会をとらえ、空調設備の導入を検討してまいりたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 横田住民課長。

横田住民課長 はい、議長。

中谷議員の「後期高齢者医療人間ドック助成制度の創設を」のご質問にお答えいたします。

本町では、75歳以上の後期高齢者に対し、血液検査、尿検査などの基本項目を検査する「健康診査」と、胃がん・肺がんなどを検査する「がん検診」を実施しており、これらを組み合わせて受診することで、人間ドックとほぼ同等の検査項目を人間ドックより低い自己負担額で受診することができます。

更に、金沢大学と連携して健診データを活用した生活指導や健康増進に向けた取り組みも行っていることから、町としては、75歳以上の人間ドック助成制度の創設については、考えておりません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 宮下健康福祉課長。

宮下隆健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員の「高齢者らのコロナワクチン接種の全額補助を」についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の分類が、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されました。

また、令和6年4月以降のワクチン接種についても、自己負担なしの特例臨時接種から、負担を伴う場合もある、予防接種法上のB類疾病に位置付けられました。

B類疾病における予防接種は、集団予防を重点とした結核や日本脳炎などA類疾病とは異なり、本人の発症や重症化の予防に重点を置き、接種を希望する場合にのみ実施されるものです。

費用については、被接種者自身を予防する個人の受益的要素が相当程度あることから、予防接種法により、経済的理由で負担できない人を除き、自治体の判断により実費を徴収することができることとされております。

本町においては、接種の努力義務や接種勧奨の規定がないことから、受益的要素も考慮し、一定の負担を求めることにより、制度を公平かつ持続的に支える必要があると考えているところであり、同じB類疾病で一部負担のある高齢者季節性インフルエンザ予防接種と同程度の負担率30パーセントとすることとしております。

具体的には、1回当たりの接種費用15,300円から、国による助成額8,300円と、町の負担額4,900円を差し引いた2,100円を実費徴収額とさせていただくものであり、全額補助を行う考えはありません。

なお、生活保護法の規定による保護世帯に属する場合、実費徴収は免除といたします。

この制度のもと、本町においては、10月1日から令和7年2月末まで、65歳以上の高齢者と、60歳から64歳までの一定の基礎疾患のある方を対象とした、定期接種を実施しますので、ご希望の方は接種されるようお願いいたします。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の「志賀原子力発電所の廃炉を求めよ」のご質問にお答えいたします。

志賀原子力発電所1号機、2号機につきましては、共に現在停止中でありまして、うち2号機については、新規制基準への適合性審査が行われております。

新しい規制基準では、福島第一原発事故以降の見直しにより、地震、津波に対する基準強化や火山、竜巻等の自然災害に対しても対策が強化されたほか、シビ

アアクシデントなどの重大事故の対策が盛り込まれ、これまでの基準に比べ大幅に厳格になっております。

その上で、このたびの令和6年能登半島地震を踏まえ、さらに厳格な審査が行われるものと認識しております。

今回の地震は能登半島北部を震源とする大きな地震で、その震源近くの輪島市で最大4メートルの隆起が観測されましたが、北陸電力によると、震源から70キロメートル離れた志賀原子力発電所では、敷地地盤に大きな変状はなかったとのことであります。

さらに、発電所敷地周辺に分布するすべての活断層から最大の地盤隆起量を考慮した上で、隆起した場合にも発電所で海水を取水できるよう設備対策を行っております。

また、何らかの理由で海水を取水できなくなった場合でも、大容量淡水貯水槽や大坪川ダムから注水が可能であるとの説明を受けております。

エネルギー資源の乏しい我が国が目指す「エネルギーミックス」を達成するためには、特定のエネルギー源に依存することなく、水力や火力、再生可能エネルギーも含めて、バランスのとれたエネルギー構成による電力供給が必要であると認識しておりまして、今後とも原子力規制委員会の審査状況及び国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

次に、「和光台南の断層に沿った地盤変状の調査を求めよ」のご質問にお答えいたします。

和光台南の断層については、もともと「日本の活断層」という文献により、活断層の可能性がある谷地形として示されたものでありますが、この谷地形については、北陸電力が実施した調査によると、文献により推定される位置に断層は認められないという結果が得られておりまして、昨年7月の審査会合でも了承されております。

また、能登半島地震後に北陸電力が和光台南の断層を含む敷地近傍断層について状況調査を行った結果、今回の地震を踏まえても、断層が認められておらず、今までの評価に影響がないことが確認されており、4月12日の審査会合でも了承されております。

このようなことを踏まえ、北陸電力では、今回の地震によるこの地域の地盤変

状については断層の活動によるものではなく、盛土内や盛土周辺に見られる変状であるとの認識を示しておりまして、今後、状況に変化があれば、規制委員会から何らかの指示があるものと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

再質問ですけれども、1点目の小中学校体育館へのエアコン設置をについてですけれども、もちろん断熱性の確保も必要になりますけれども、そのための工事経費も国の補助対象ということだそうなので、ぜひ活用していただいて、進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁は結構です。

2点目の危機管理課の設置をについてですけれども、私テレビなどでイタリアや台湾の避難者への対応のすばらしさにびっくりしました。ああいうことをいっぺんに真似はできませんけれども、ほかの被災対応からいろいろ学んで工夫を積み重ねていく、そういう専門の部署が必要ではないかということから求めたものがあります。今後、ご一考願いたいと思います。答弁は結構です。

3点目の高齢者らへのコロナワクチン接種の全額補助についてでありますけれども、新聞の報道でもすでにでていましたけれども、県内でも川北町が1,000円の自己負担はありますけれども、補助を決めています。

特に私は、能登中部自治体は連携して、なんらかの補助をしてですね、感染者数を減らすことが本当に大事だと思います。という意味で、本町はそのイニシアチブといいますか、主導権を取っていただいてですね、全額補助で本当に感染を抑えていただきたいということでもあります。その辺のご配慮を今後もよろしくお願いいたします。答弁は結構です。

4点目の後期高齢者医療人間ドック助成制度の創設を、ですけれども、これもすでに県内ではお隣の羽咋市が実施しています。ほんとに人生100年時代と言いますから本町でもこういうお声があるのは、あってしかるべきだと思いました。

ぜひですね、ご検討をいただきたいと思います。羽咋の例も踏まえて、これは答弁を求めたいと思います。

最後に6点目の「和光台南の断層」に沿った地盤変状の調査を求めよについてですけれども、原発敷地断層が動いた時にもたらす変異、変形の検討で付け加えさ

させていただきますが、志賀原発の敷地にはS-1、S-2、S-6、2号機原子炉建屋の下のS-4と呼ばれる断層があり、これらが活断層、いわゆる12、3万年前から今に至る間で動いた断層かどうかという事が大きな争点となってきました。

今回のマグニチュード7.6というような規模の地震が起こった時に、これらの断層はどういうふうに動いたのか、それともびくともしなかったのか、富来側南断層など近隣の断層が連動して大きな地震が発生したとき、敷地やその周辺でどういうことが起こるのかということを当然検討しなければならないと思います。

仮に敷地の断層が古いとしても、かつてそこで岩石がずれ動いて一度破壊されていますので、周囲の岩石に比べて、明らかに弱くなっています。周囲で大きな断層が動いたときに、その断層はもう動かないということにはならないと思います。今回の地震で動かなかったとしても、今後、想定される地震動でも動かないという保証は全くないということを私達も見ておく必要があるのではないのでしょうか。そのことを付け加えさせていただきます。答弁は結構です。

一つだけお願いいたします。

福田晃悦議長 横田住民課長。

横田義浩課長 はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの羽咋市で実施されている人間ドック助成制度は、町としても承知しております。

ただ本町では、人間ドックとほぼ同じ検査項目を、町の検診である健康診査とがん検診で賄っております。すべてではございませんが、ほぼ同程度の検査項目を実施しております。その検査項目を人間ドックすべてではございませんけれども、人間ドックより低い自己負担額で受診することができますので、そちらのほう、後期高齢者の人に対しても受診していただきたいというふうに考えており、町としましては、現在、75歳以上の人間ドック助成制度の創設については考えておりません。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

私はやっぱりドック受けておりますけれども、2日ドック受けています。これ

やっぱり本当に安心ですよ。ですから、今言われた検査はやっぱり2日ドックと比べて劣るものがあると思いますので、ぜひですね、2日ドック視野に入れて、今後またご一考願いたいと思います。

以上で再質問を終わります。

引き続き、その他はまた求めてまいることを表明いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

福田晃悦議長 ここで暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時00分 再開)

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福田晃悦議長 8番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

私の方から4点に渡りまして、質問していきたいと思います。

まず最初に、中山間地域等直接支払制度についてお聞きします。

中山間地域等直接支払制度も第5期対策が今年度で終わり、来年度からは第6期の取り組みが始まります。そこで、農水省も第5期の最終評価案をまとめています。そこには、農地面積が5ヘクタール未満の集落の11パーセントが来年度以降に取組をしない意向で「小規模集落ほど制度の継続が困難になっている」と指摘しています。次期に向けて複数集落での共同活動を促す必要性を提起したと日本農業新聞は7月初旬に報道しています。農地面積が大きくなればなるほど、取り組みを継続する集落が増えていることも報告されています。次年度以降取組まないあるいは取り組めない理由に「人口減少や高齢化の影響を小規模ほど大きい」と分析しています。

第6期対策に向けて、集落の農作業や機械利用の共同化、事務の一元化など「連携可能な活動を行うための体制づくりを」と提起しています。

農水省の分析通りの事態が町内各地区でもあるかと思います。また喫緊の課題として取り組みが求められているともいえます。

今年は特に先の地震で農地や用水路、あるいは農機具や納屋、倉庫の類も大きな影響を受けています。農家の高齢化が著しかっただけに、これを機会に離農する話も聞いています。

このまま手をこまねいていると、5年10年後には優良農地が荒れ放題にもなりかねません。

集落間の連携強化が謳われていますが、地域を守っていく観点からも町として進めていくべきと思いますが、町としての取り組みについて聞きます。

事務作業の一元化とその支援体制も必要と思いますが、町内においても構築できないもののでしょうか、お聞きします。

担い手の確保は急を要します。また、農家の子弟が農家を継ぐといったこともなくなりつつありますので、企業が従業員を募集するような方策も考えていくべきかと思いますが、町としての考え方をお聞きします。

福田晃悦議長 前田農林水産課長。

前田稔農林水産課長 はい、議長。

堂下議員の「中山間地域等直接支払制度について」のご質問にお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、急傾斜地など農業生産条件の不利な地域において、耕作放棄の発生防止活動や泥上げ、草刈りなど水路・農道の管理等を行う活動組織に対し補助金を交付する制度であり、志賀町内では、21の組織が活用しております。

この制度については、今年度が第5期対策の最終年度であり、国では第6期対策の策定に向け議論を行っております。その中で、今後進めていく取組として、複数の活動組織が連携し、事務の一元化、農地保全活動や農作業、機械利用の共同化などの体制づくりが検討されております。

町としても、全国的に農業の衰退が叫ばれている中、これら体制づくりに取り組むことは大変重要な課題であると認識しております。

ご質問の集落間の連携強化については、活動組織が21と少なく、場所も離れている組織が多いことから、複数の活動組織が連携することは難しいと考えておりますが、今後、策定される国の第6期対策の方針を踏まえ、活動組織や関係機関と協議し、対応を検討していきたいと考えております。

また、事務作業の一元化については、現在、多面的機能支払交付金制度において、8つの活動組織が申請手続きなどの煩雑さを理由に、志賀町土地改良区に事務を委託しております。

これを踏まえ、中山間地域等直接支払制度を活用している活動組織においても、同様に志賀町土地改良区に事務委託ができないか、活動組織などと協議していきたいと考えております。

次に、担い手の確保についてでございますが、ご指摘の通り農家の子弟が農家を継ぐことは少なく、担い手不足に危機感を抱いている集落では、集落営農組織や農事組合法人を立ち上げ、地域の農地の集積・集約化により経営の効率化を図ることで地域農業を維持し、遊休農地の発生防止に取り組んでいるのが現状となっております。

農業法人の従業員の確保については、いしかわ農業総合支援機構に、「農業を始めたい」或いは「農業法人で働きたい」という方に対する就農相談等のサポート体制が整えられております。

町としても、このような制度を周知しながら、農業法人から要望があれば、支援機構との連携を図り、必要な支援を行っていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

私の地区もいわゆる第5期まで含めて25年間ですか、そういう形でやってきましたけれども高齢化とともにだんだんと後をどうするかという話になってきてます。そういった意味におきましては、先ほどもありましたけども、多面的機能の支払いですけども、8つの組織がやっぱりそういった事務、煩雑な事務手続きのために辞めざるを得ないとか、中山間地域におきましてそういう話もありましたんで、これはぜひ今後も農地を守っていく、あるいは地域を守っていくっていう観点からも含めまして、なんとかいろんな意味で協力をお願いしたいと思えます。

それとですね、いわゆる復興計画の中にも大学との連携を謳われておりますけども、例えば農業に親しむ機会を作る、例えば田植えなり、稲刈りなりそういった場を通してもっともっと深く農業を知ってもらってことを、場を作ってもいいんじゃないかと思ってます。

いわゆる北陸農政局でも多分、何回か前の議会でもそういう話を出しましたけども、大学との連携を謳ってますので、そういった意味では具体的にやっぱりこ

ういう形の問題があるということも含めてですね、例えば志賀町におきましてはコウノトリの問題があったり、トキですね、それと世界農業遺産というかけがえのない財産もありますんで、そういったものを、こう大きく展開しながら若い人達を呼び寄せるってことも一つの方策かと思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

続きまして、町民の今後の生活設計についてお伺いします。

10月中には私も避難所生活から富来小学校グラウンドの仮設住宅内での暮らしとなり、ひとつの大きな区切りになるかと思っています。避難指示地域で自宅に戻り生活できる人には避難指示が解除され、日常が取り戻せるようになった時が再出発になるのかなと思っています。

仮設住宅への入居は最後のグループとなり、これで希望する人は、全員入居できるようになったかと思っています。

町内の仮設住宅、特にプレハブ型に住む人や、みなし仮設で町内外などに暮らしている多くの皆さんには、次の住処の準備が待たれます。町としても、きめ細かい対応が求められると思います。どこでどのようなタイプの住居を望むのか、また、町も希望に沿った住居を提供できるのか、相互の話し合いが求められると思います。

先ごろ出された復興計画でも恒久的な災害復興住宅の建設は、今後3年間にわたり計画されていますが、高齢者が多い地区だけに早め早めに対応策を示し、安心して住める町づくりが求められます。

先の報道にも志賀町は仮設入居者の平均年齢が64.3歳とありましたので、今後損壊の程度によっては家の修理や新築が難しい方もあるかと思っています。終の住処としての住家をなるべく希望に沿える形にしていきたいと思います、町の考えをお聞きします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

堂下議員の「町民の今後の生活設計について」のご質問にお答えいたします。

今回の能登半島地震により住家に被害を受けた被災者のうち、直ちに住宅を確保できない方や避難指示世帯について、一時的な居住の安定を図るために、賃貸型仮設住宅、いわゆる「みなし仮設住宅」や建設型応急仮設住宅の提供を進めて

おります。

建設型応急仮設住宅については、「みなし仮設住宅」など地元を離れて暮らす方の移転希望を含め、希望する全ての方へ提供可能な戸数の建設に目途がつき、全体で10団地、393戸を提供することとしております。

この仮設住宅のうち、全体の約4割158戸については、2年の仮設期間終了後も町営住宅として利用可能な恒久型木造長屋タイプで建設しており、残りの6割については期間終了後、撤去することとしております。

町としても、被災者の生活再建は最重点事項であると認識しており、先般策定した復興計画において、住まいの再建に関する各種の支援施策を実施していくとともに、「災害に強い住宅地の整備と災害公営住宅の建設」をリーディングプロジェクトに位置づけ、積極的に推進していくこととしております。

このような中、現在、国土交通省の直轄調査において、町内の被災家屋等の現況や災害ハザードエリアの確認、住まいの復興に向けた意向調査として、「今後の住まいの再建に向けたアンケート調査」を準備しているところであり、これらの結果を踏まえ、新たに必要となる「災害公営住宅」の必要戸数や建設場所などの検討を進めるとともに、新たな住宅地を造成・分譲していくことで、被災者の生活再建につなげていきたいと考えております。

また、県においても、住まい確保の支援策として、自宅の再建、民間賃貸住宅への入居、公営住宅への入居といった3つのケースから、さまざまな支援を検討していくとしており、これには復興基金を活用するということであります。

町としても、今後、さまざまな支援策の検討を進めながら、国や県と情報を共有し、住まいの再建に向けた選択肢を提示していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

再質問ですけれども、いわゆる公営災害復興住宅につきましても、おそらく多くの方がですね、終の住処になる可能性が高いと思います。ですからそういう人達の希望を全部、多分100パーセント聞き入れるってことは多分むずかしいかと思っていますけれども、なるだけ、あの皆さんがどういう形の住まいをしたいかっていうとやっぱり、きちっと聞く場を設けて、またそれに沿うような形で住み家ってい

いますか、やっぱり我が家ですので、そういった形のものになるべく対応できるような形のことをお願いしておきたいと思います。もし、答弁ありましたら。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 はい、議長。

再質問にお答えいたします。

今ほどの議員のご指摘のとおり、ご提言のとおり、きめ細やかな住民の要望を叶えるよう、こちらとしても精一杯対応していきたいと考えておりますので、どうか今後もしろいろと提言いただければと思います。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

それでは3番目の質問に移っていきます。

震災遺構として保存し、今後の防災教育にふさわしい箇所は町内でもあるのか、お聞きします。

今回の地震では、震災遺構として整備保存されると思われる箇所は能登全体では、輪島市・珠洲市ではいくつか思い当たります。

これまでも全国では震災遺構として一目瞭然の箇所としては、阪神淡路大震災では野島断層、熊本地震では布田川断層は私も議会視察の折に見てきています。

町内でも大きな地震被害を受けていますが、そこに行けば地震による隆起・段差や横ずれ等がよく分かる箇所として保存すべき箇所は町内にもあるのでしょうか。

能登半島での震災遺構ということ言えば、志賀町を経由して行くことになりますから、学校教育に限らず、大人にも防災教育を充実するよい機会ともいえます。能登の先端部へ行くときには、途中下車をして視察できる場の提供が求められます。

また、複合型の避難拠点施設と防災公園が、今後、建設を進める予定となっておりますが、そこでは今回の町内での被害状況の全貌がわかる展示コーナーや、語り部といった部門を考えているのかをお聞きします。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

堂下議員の「震災遺構として保存し今後の防災教育にふさわしい箇所は」につ

いてのご質問にお答えいたします。

ご指名は教育長だったんですが、震災遺構に関わる部分等がたいへん多いので私の方から答弁させていただきます。

文部科学省は学校における防災教育のねらいを3点述べており、1点目は「災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする」、2点目は「災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする」、3点目は「自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする」としております。

これまで学校では、避難訓練や防災合宿などを通して防災意識を高めてきましたが、今回、実際に大きな災害を経験したことで、子ども達の防災に関する意識も一層高まっていると聞いており、さらなる防災教育の充実に繋げていきたいと思っております。

また、町では、この震災の記録を取りまとめるため、さまざまな震災記録の写真データの提供を、インスタグラム、X（エックス）、メール等で募集しております。皆様方から寄せられた震災記録データ等は、デジタルアーカイブでの公開や今後発行する震災記録誌に掲載するとともに、貴重な震災資料として、今後の防災対策や学校教育、町民の防災意識の啓発に使用させていただきます。また、パネル展示して幅広く公開することにより、震災を風化させることなく、後世に伝えてきたいと考えています。

次に、複合型の避難拠点施設と防災公園につきましては、復興計画におけるリーディングプロジェクトに位置づけており、復興のシンボリックな事業として挙げておりますが、計画書に記載のとおり、平時は生涯学習やスポーツの拠点としながらも、大規模災害時には、多数の避難者を一定期間収容し、避難することができる施設としての機能を優先的に考えていることから、常に有事に備えた体制が望ましいと考えております。

平時の利用において、展示品や物品を多く配置すると、有事の際の避難者の収容・避難スペースを狭めることとなりますので、本施設内に取り入れるべきか、他の公共施設に設けるべきか、また、語り部などについても、今後、本施設の基

本計画をまとめる中で検討していきたいと考えております。

次に「震災遺構」についてであります。

地震の教訓を次の世代に伝えるため、被害にあった場所を形として残しておく、いわゆる「震災遺構」についてですが、同じく被災した奥能登の自治体ではこの地震で地盤が大きく隆起した海岸を震災遺構にという声もあるようですが、本町では震災のシンボリックなものは見当たらず、また、被害に遭った建物や構造物を現状のまま保存することは被災者の心情を配慮する必要があり、何かと難しいところもあるのではないかと考えております。

町民の皆様には、震災遺構として後世に語り継ぐにふさわしい場所や物等がございましたら、ご提案いただきたいと思います。また、議員の皆様にもよろしく願いいたします。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

いわゆる展示物や物品の展示って言いますか、そういうことにつきまして他の公共施設ってことも考えられるということですね。やっぱりなんかそういう場でもって、やっぱり見て感じる、聞いての、デジタルで見るのも結構ですけども、やっぱり見て感じるっていうのは、またこれはこれで大事かと思ってます。

それとですね、震災遺構ってのはなかなかこれはってものはないと思うんですけども、例えばですね、富来側南岸断層のちょうど、こう、南岸っていいですか、それはやはり隆起の歴史が現れるとこだとも言われてますので、そういったものをこう、おそらく県の予定にもありましたけども、被災地を修学旅行に来てもらうと。そういったとこ、必ずあの黒島海岸あたり行くと思いますので、あそこは海岸線が隆起してすぐわかりますけど、富来地区におきましては、なかなかわかる場所はないですけども、やっぱり、その連なるものとして、事前にこういう能登半島の歴史としては隆起の歴史なんですよということをこう見ていく一つの大きなポイントになるかと思います。そういった意味では、検討する価値があるかなと思います。

それとですね、もうひとつ、やっぱり、いろんな意味で見てもらう語り部ってのはですね、例えば、よく、僕、水俣にいた話よくしますが、水俣には市立の

資料館があります。ここにはいろんな物、展示してありますけども、それとともに語り部コーナーというものもありまして、今はもう被災者、被害を受けた方の指定の皆さんもやっぱりそういった、親の時代はこうだったとか、私も小さいときこうだったって話をしていますので、そういったことを経験として語り伝えていくことも本当に大事なひとつの要素となっておりますので、やっぱり、あの、ぜひそういった場も含めて検討してほしいと思います。

それでは最後の質問に移ります。

お金がないから「夏休みの短縮・廃止」を6割が希望、困窮子育て世帯への調査結果というニュースがありますが、教育長の所感を伺います。

調査した法人の分析では「物価や電気代などの高騰に加え、忙しい保護者が夏休みでも時間を作ってあげられず、つらさを感じていることも読み取れる」としています。

また、子ども達の「体験格差」ということも大きく取り上げられている昨今です。保護者の収入に大きく左右される子どもの教育環境と校外での体験格差、由々しき事態が進行しています。

「夏休みの短縮・廃止」を訴える声が多い現実を教育長はどのように分析しているのか、教育長の見解をお聞かせください。

福田晃悦議長 藤井学校教育課長。

藤井専学校教育課長 はい、議長。

堂下議員の「困窮子育て世帯への調査結果について」のご質問にお答えいたします。

まず、NP0法人キッズドアの困窮子育て世帯1821件を対象にした「夏休みの長さについてのアンケート」では、「なくてもよい」が13パーセント、「今より短い方がよい」が47パーセントで、「夏休みの短縮・廃止」について6割が希望していることとなります。その主な理由は、「生活費がかかる」、「昼食を準備する手間や時間がかかる」、「特別な体験をさせる経済的余裕がない」、「給食がなく必要な栄養をとれない」となっております。

こうした結果の背景には、物価高騰や一人親世帯の増加、働いても十分な賃金を得られないなどの社会的要因があると考えられます。

一方、学校の夏休みには、教育的な意義があると考えております。

主なものとして、児童生徒の心身の回復の期間であること、学校の授業以外の自由な学びの探究活動や、体験の機会となることです。

また、教職員の労働条件面、働き方改革推進の面でも学校の夏休みには意義があると考えております。

「夏休みの廃止・短縮」を求める意見は、冒頭に申し上げた通り一部の少数意見と捉えており、本町においては、現在のところ保護者からの「夏休みの廃止・短縮」を求める声はありません。そこには、保護者の皆様が夏休みの意義を理解していただいていることに加え、保護者が仕事の時には祖父母等、近隣で児童生徒の面倒を見てくれる方々の存在や、放課後児童クラブの活用などがあるかと思えます。

先に申し上げた教育的意義を踏まえ、学校の夏休みについては、現状の在り方を維持して参ります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

夏休みの廃止を求める意見は、多分、おそらく、今の答弁にありましたように、町内ではそんなにないと思ってました。またその質問の意図としてはですね、どこに問題があるかということなんですけども、やはり貧困の問題がやっぱり一番の底辺にあるんじゃないかと、根底にあるんじゃないかと思ってます。

ちょっと古い話になりますけども、私らが大学生時代ってのは年間36,000円の授業料でした。先輩方には18,000円とかいましたけれども、そういった意味では、当時も貧しい人いましたけど、独力で、いわゆる親の仕送りがなくても、当時、大学へ行けた時代でした。今そういった意味では、やはり、まず無理だというのは実感としてわかります。

また例えばですね、当時の大学の親の年収を調査した先生がいましたが、そのなかでですね、東大の親の平均年収が500万、京大で450万で、一般で地方国立大がですね、300万と言われました。たまたま、私、当時の知り合いのなかに有名な私立大学の、ありますけど、その人にちょっと聞いてみましたら、やっぱり当時、東大よりはるか上の年収という、そういう人いました。その時に、授業料を倍にするという案があったんですけど、その時、ある新聞がですね、どうい

ことを書いたのかと言いますと、今や貧乏人は国立大にきてないと、ですから国立大学の授業料を倍にしたってたいした影響はないだろうという事が、やっぱり言われた時代がありました。言われた時代とそういったことを書いた新聞がありました。

今はそういった意味ではもう先進国の中でも日本はやっぱり相当貧しい貧困家庭が増えているっていうのはもう事実ですので、そういった点から見ていきますと、今は志賀町とも誰でも影響ないでしょうけども、今後考えていった場合はやっぱりそういったこともありうるということと、やっぱりあの子どもがやっぱりそういった親の年収とかそういった影響を受けてやっぱり教育受けられないとか、そういった遊びがいろんな体験ができないと一番の不幸じゃないかと思うので、そういった観点から捉えるべきじゃないかということを、私の意見です。それに対する答弁ありましたら。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

今ほどのお話、初めて聞くお話ばかりで衝撃的な話だと思いました。いわゆる地方や都市部との教育格差という面、以前、私、議員の時もいろいろと住民の方からご意見頂いておりましたし、年収の格差によって今後の人生の差が出てくるということも以前からデータとしては知ってはいましたが、そういった経済的な格差がその後の人生の格差でならないようにするため、教育格差も含めてですが、町としてさまざまな今後対策を練っていきたいと思っておりますので、また引き続きのご提言、あるいはいろいろなご指導いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

いわゆる子どもの教育につきまして、やっぱり全体で支えていくべきだということを再度訴えまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

福田晃悦議長 1番 小林克嘉君。

小林克嘉議員 議長。

1番 小林克嘉です。

月日が経つのも早く、もう9月となりました。1月の地震発生から9か月が経つと思うとその月日を早く感じるのとは反面、まだまだ課題が多く時間がかかるという現実を考えてしまいます。

ただ職員皆様の頑張りや心情を考えると、なんと表現してよいのか分からず言葉を失ってしまいます。

こうした中、西山台にある地域交流センターの避難所が全員退去された事など、皆様のその頑張りを実感しております。

また先日復興計画が公開し、各家庭に配布され、今後の復興の展開への声や意見を耳にするようになり、復興への関心が高まっていると感じますが、まずは復旧についてお尋ねいたします。

1つ目に富来中学校の復旧についてです。

富来中学校は、現在も被災当初から小学校や放課後児童クラブの機能を補っています。

ですが当初から施設のダメージは大きく、今でも使えないトイレや冷房の機能が不十分で、子ども達や職員の皆さんが苦しい思いをしています。

また、私の個人的な見解になりますが、今一つ現場や町民の意見が反映されていないのではないかと思います。町として、多くの問題を一つ一つ対応していく中で、人員不足や他の復旧とのバランスなどもあると思いますが、今後どのように職員や在校生、保護者やPTAなどの意見を集め反映させていくのか気になるところであります。

以上から次の3つの質問にお答えください。

まずひとつ、どのような形を完成形として目指し、またいつ頃を予定しているのか。

そして2つ目、目標に向かうまで、どのように応急対応していくのか。

そして3つ、どのように職員や在校生、保護者やPTAなどの意見を集め、反映させていくのか。

以上を今後の不安が少しでも緩和されるよう、この先どのように展開していくかをお答えください。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

小林議員の「富来小中学校の復旧について」のご質問にお答えをいたします。

初めに、富来小中学校の復旧につきましては、町長が本定例会初日の提案理由で申し上げたとおり、現在の富来中学校の敷地内に、新しく施設一体型の小中一貫教育学校を整備したいと考えております。

学校の開校時期については、校舎の位置、学校の在り方や教育課程、設計・施工、また放課後児童クラブとの関連性も併せて検討を進めていく中で、明確にしていまいります。

次に、小中一貫校の開校までの対応についてですが、完成するまでの間、富来小学校は富来中学校を仮校舎として学校生活を送ることとなり現在、富来中学校の給排水設備の修繕を行っております。

今後は、国が実施した「能登半島地震等による構造被災建物に関する指導書」が確定されますので、国の対策方針を参考にし、富来中学校の被害箇所や体育館の修復に取り掛かりたいと考えております。

しかしながら、体育館は基礎上部構造の損傷が激しいため、復旧は令和7年度末までかかる見込みでございます。

最後に、教職員やPTA等からの意見の反映についてでございますが、来年度、教職員やPTA、地域住民などからなる開設準備委員会を設けることとしております。その中で学校名や校歌、校章、制服や体操服など、さらには富来小学校、富来中学校の閉校式や、小中一貫校の開校式の式典等について検討していただきたいと考えております。

児童生徒、保護者、教職員の皆様には大変ご不便をおかけいたしますけれども、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

ただ今の回答なんですけども、開設の準備委員会が設けられる事、そういったことをお伺いし、今後に期待したいと思います。

また先日、こちらの方、富来中学校の方に訪問する機会があり、現地の方、見させていただいたんですが、今放課後児童クラブの方がエアコンの不備などにもより、図書室の方で、狭い空間でがんばられております。またこうしたことの改

善に関しても今後に期待をしたいと思います。

それでは、2つ目に公費解体についてです。

公費解体に関して石川県の発表で8月19日現在の数字で、6市町で奥能登の2市は申請棟数が珠洲市で5,811件、そして輪島市で7,985件となっております。

志賀町はこれに続いて3番目に多い3,177件と言う数字が発表されております。

内訳を見てみると珠洲市は公費解体が785に対し自費解体が3、そして輪島市が公費解体が294に対し自費解体は17となっていて、公費解体が多く自費解体が少ない結果となっております。

それに対し志賀町は、公費解体が96に対し自費解体が113となっており、奥能登とは逆の結果となっております。

全体の傾向として奥能登2市に加え能登町や穴水が同じような比率であり、公費解体を主に遂行して、志賀町と同じような比率は七尾市となっております。自費解体を中心として現在遂行しているのでしょうか。

ですが、志賀町も今後、復旧スピードを上げていかなければならない中、公費解体の進行を速める必要があるのではないのでしょうか。公費解体を行ってくれる企業や、公費解体の班数を増やしていかなければならないと思うのですが、今後の展開をお聞かせください。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

小林議員の「公費解体について」のご質問にお答えいたします。

町長が提案理由説明でも申し上げたとおり、公費解体については、5月の連休明けから開始しておりますが、これに自費解体や緊急解体も含めて、8月19日現在、申請数3,177棟の内、発注数が1,009棟、解体完了数が218棟、解体完了率は6.9パーセントとなっており、申請棟数では、県が令和6年2月に定めた実行計画の解体見込み棟数2,269棟を既に上回っております。

県全体での解体申請数も、当初想定した2万2,469棟を大きく上回っているため、想定棟数も3万2,410棟に見直され、国や県では、公費解体の加速化への対応として、さらなる解体事業者や宿泊施設の確保、災害廃棄物の処分先の確保、自費解体の促進など、体制強化に取り組んでいるところであります。

本町においても、最終的には4,000棟を超えるものと推計されることから、公

費解体、自費解体ともに、申請期限を令和7年3月31日まで延長したところであり、現在、解体事業者数は70班体制に増強しております。

しかしながら、県の実行計画に掲げる来年10月末までの完了を目指すには、少なくとも120班以上の体制を確保する必要があることから、石川県構造物解体協会に解体事業者数のさらなる増強を要請しているところであります。

今後とも、国や県、関係事業者と連携し、現在抱えている懸案事項を一つ一つ解決しながら公費解体の円滑化、迅速化を図っていきたいと考えております。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい。

ただ今の答弁をお伺いし、今後の展開に期待と安堵したところでございます。

また発表される、今後のそうした結果の数字などにそれがまた反映されることを期待したいと思います。

次に、道路や公共施設の復旧についてお尋ねいたします。

道路に関してはまだまだ、復旧されていない場所を多く目にします。私の住まいしている近隣でも、役場付近の川沿いの道路や、宿女の集会所から羽咋方向への道路が崩れたままで通行止めになったままとなっています。

ただ宿女に関しては地震の被害も大きく、崖崩れや道路の破損が多くみられるのですが、町中の道路がう回路になっていて、あまり良い環境とは言えません。

また歩道に関して言えば、みらい東部周辺の歩道が志賀小学校近辺にも関わらず、悪い状況が続いております。

もちろん今言った地域だけではなく、他の地域にも多く存在していると思いますが、今後どのように対応を予定しているのか、今の現状はなぜ続いているのかをお答えください。

また同様に、公共施設の復旧に関し、「道の駅ころ柿の里しか」の公衆トイレや柴木公園内にあるトイレなども使用禁止の状態が続いています。

これらも現状はなぜ続いているのか、今後どのような対応を予定しているのかをお答えください。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内まち整備課長 はい、議長。

小林議員の「道路や公共施設の復旧について」のご質問にお答えいたします。

道路、河川、橋梁については、被災箇所約300か所、被災額約50億円を想定しており、これらの公共土木施設の復旧については、国からの補助金を活用して復旧工事を進めることとしております。

国の補助金を受けるには、12月までに国の災害査定を受け「災害復旧事業」として採択を受ける必要があることから、現在、復旧に向けて災害査定を順次進め、被災箇所ごとに採択協議を行っているところであります。

本格的な復旧工事については、災害査定終了の目途がたった段階で、順次、発注していきたいと考えておりますが、それまでは、道路パトロールなどにより不具合箇所について安全対策を講じながら、仮復旧を継続し、安全を確保していきたいと考えております。

なお、役場付近の於古川沿いの道路に関しては、発災直後から通行止めとしておりましたが、現在、道路啓開に向けて施工業者と協議、調整を進めており、仮復旧工事の完了後、規制解除を予定しております。

また、議員ご指摘の公衆トイレの状況についてですが、柴木運動公園内のトイレの補修については、工事費を今回の補正予算に計上させていただいておりますので、予算確保後、早期の復旧に努めていきます。

県が管理する「道の駅ころ柿の里しか」の公衆トイレについては、震災によって給水及び排水管に破損が生じており、現在、仮設トイレを設置して対応しております。

県によると、復旧が遅れている理由としては、震災の影響で業者の手配が困難であることや、排水管の一部が隣接する「みちのえき旬菜館」建屋内の床下部分にあることで、調査や復旧方法の決定に時間を要したとのことであります。現在、給水管については復旧を終えており、排水管についても、年内を目途に復旧予定であると聞いております。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい。

ただ今の答弁なんですが、公共施設等々、今の現状の状態というのがわかりました。

ただ、道路の方に関してなんですけども、やはり件数が多いということがわかりましたが、今、道路の悪状況が続いていたり、日々それが進行している箇所も多く見られます。

またそういったところのパトロール等もたいへんかとは思いますが、また一つひとつ、事故やトラブルが起きないようにご対応していただければと思います。

それでは次にですね、復興に関して、先日公表されました復興計画をもとに質問いたします。

復興計画の中や町長が発する言葉で「かえる、志賀町」というテーマが伝わってきます。その「かえる」の意味には「人が帰る」「元に戻る」「町を変える」と言う3つの意味があると復興計画に記載されています。町民が今期待をしているのは新町長が誕生し、新しく変わる志賀町だと思います。

今の公表されている復興計画では、町民の意見や思いが反映していないのではと感じてしまいます。町民へアンケートを取って配慮したと思うのですが、アンケートだけではなく、もっと意見交換の機会を設け、いろんな声を集め、何度も繰り返し行う事で、より精度の高い町民と共に作る復興計画ができるのではないのでしょうか。

先日、議会で視察の方にお伺いしました益城町でも20数回、そのような場を設け、町民との対話を大切にしていき、また町長自らもそのような場に出向いたとお伺いしております。

志賀町としてもその点を今後重視していかなければならないと思うのですが、この点に関して町長のご意見をお答えください。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

小林議員の「住民との対話」についてのご質問についてお答えいたします。

先週の定例会開会日の提案理由説明で申し上げましたように、この復興計画は、町民の皆様の一日も早い正常な暮らしと生業を取り戻し、町全体の復興を進めていくため、町の考えを早期に示す必要があるとの考えから、県内の先陣を切って7月31日に策定し、8月7日の議会全員協議会では、議員に詳細な説明をさせていただき、質疑応答もさせていただいたところでございます。

提案理由説明や全員協議会においても触れましたが、復興計画は、「策定した

からこれで確定」ということではなく、今後の復興の状況や本町を取り巻く環境の変化等を踏まえて、柔軟に対応することとしており、適宜見直しを行いながら、具体的な事業については、町が毎年策定する事業計画や予算編成において対応していきます。

また、繰り返しになりますが、今月中旬から10月にかけて、タウンミーティングを実施し、町民の皆様に復興計画の説明を行う中で意見交換などを行う予定であり、今回のタウンミーティングの参加申込状況や反響を踏まえ、要望があるようであれば、さらなる開催を検討したいと考えております。

町民意見の反映については、“鶏が先か、卵が先か”の議論になりますが、本町では、冒頭に申し上げましたように、一日も早い正常な暮らしと生業を取り戻し、町の復興を進めていくため、町の考えを早期に示す必要があるとの考えから、計画を先行して策定し、その上でこの計画を元に議論を進めていく手法を取ったものであります。

町民との対話において、町としての方針や考えも整理しないままに説明や協議することはできませんし、何よりも町民に失礼であると判断したものであります。

なお、計画の策定については、町で勝手に考えたものではなく、国がこれまでの阪神・淡路や東日本大震災、熊本地震などの大規模災害の経験を踏まえ、内閣府が令和3年に「復旧・復興ハンドブック」を取りまとめ、復旧・復興の指針を示しており、また、石川県では、早期に「創造的復興プラン」を取りまとめたことから、これらを参考にしながら、町の復興計画を異例ともいえるスピードで策定したものでございます。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

ただ今、町長の答弁にもありましたように、志賀町が6市町の中でもいち早くこの復興計画に取り組み、公表したことにももちろん私も敬意を表したいと思いますが、先日委員会の方でだったんですけども、こういうタウンミーティング等々を設ける際に区長さん、そういった方々に事前に資料、復興計画の、やはりページ数がたいへん多い資料となっておりますので、事前に、ということをこちらの方からご意見としてあげたところ、今、区長の方からも事前に今回は資料が来て、

このタウンミーティングに十分備えて参加できるというようなご意見をいただいております。

ただその中で区長の方からお伺いした意見なんですけども、やはり、各地域、各町で被害であったり、今回のこの地震によっての状況がかなり異なることから、今回のタウンミーティングのその地域の分け方をさらにもう少しスポットをあてた地域に細かく開催してはどうかというふうな形でご意見があったことをお伝えいたします。

それでは次に、復興のシンボルとなる複合型の避難拠点施設と防災公園の設備と、その中では子どもからお年寄りまで利用できる防災機能を有する大型公園を設備していくと復興計画にある点についてです。

避難拠点施設と防災公園の設備は確かに必要であり、災害を経験した私達だからこそ重要性を訴えて、今後の災害対策モデルとなるように展開していかなければならないと思います。

ですがここで少し私としては疑問があるのが、復興のシンボルというキーワードに対してです。もちろん人それぞれの考え方もあり、とらえ方も複数あると思いますが、私としては復興のシンボルとして考えるのであれば、各地域の特色や復興のテーマを設け、例えば被害が大きく観光地が多い富来地区には復興に対するミュージアム的な要素を中心とし、観光誘致できるような復興シンボルとなるような施設、また新しい居住地域として西山台やみらい東部などを展開し、他市町のアクセスなどを考えると高浜地域においては全天候型の大きな公園施設が復興のシンボルとしてイメージしやすいのではないのでしょうか。

そういった施設に生涯学習やコミュニティの機能を持つ複合施設で、かつ避難や防災といった機能を備え付けるべきではないのでしょうか。

現在他の市町でも津幡やかほく、羽咋なども現在複合型施設で商業なども絡め展開して賑わいを見せています。私にも子育てを中心としている若い世代から同じような意見が寄せられます。

「かえる志賀町」というテーマ、そして「復興のシンボル」と言うワードを考えるのであればこのようなビジョンを明記して、展開していくべきではないのでしょうか。

そして次に、産業の振興と雇用の創出と言う項目に能登中核工業団地の分譲区

画が残りわずかとなり、新たな工業地を整備と記載されています。

志賀町は企業誘致に今までも積極的に取り組み、結果を出し続けてきていると思います。

近年でもホクト商事グループの誘致などが例として挙げられると思います。そしてこうした結果が県内でも財政力指数が高く、能登地域においては一番高い事が納得いきます。

ただ雇用の創出という点なのですが、現在、志賀町は求職者が少ないと耳にします。

ここで質問したいのは、人口定住や増加という点での求職者の確保です。

志賀町には仕事があると言う事以外に、もっと魅力あるまちづくりをしていかなければならないと思うのです。今回被害の少なかった地域にフォーカスを当てて安全をPRし、このような場所に飲食店や小規模企業など、活性化をして商業を支え、本町に住む方にとって満足度を高めていかなければならないと思います。

ぜひこちらに関して、町の考えをお聞かせください。

福田晃悦議長 村井企画財政課震災復旧復興創生室長。

村井直企画財政課震災復旧復興創生室長 はい、議長。

小林議員の「復興計画について」のご質問にお答えいたします。

はじめに、「復興のシンボルとなる複合型の避難拠点施設と防災公園」についてです。

先ほどの堂下議員の質問にも町長がお答えをいたしました。複合型の避難拠点施設につきましては、平時は生涯学習やスポーツの拠点としながらも、大規模災害時には、多数の避難者を一定期間収容し、避難することができる施設としての機能を優先的に考えていることから、常に有事に備えた体制が望ましいと考えております。

平時の利用において、観光的要素を取り入れた展示品や物品を多く配置しますと、有事の際の避難者の収容・避難スペースを狭めることになり、また、観光の動線上では、設置箇所が限定され、避難の面よりも観光客の利便性が優先されることなどが懸念されますので、他の公共施設での設置等、今後、本施設の基本計画をまとめる中で検討していきたいと考えております。

また、防災公園につきましても、基本計画の中で検討してまいります。

次に、「産業の振興と雇用の創出」についてです。

1,000年に一度とも言われる今回の震災は、復興計画の基本理念に掲げますように、「町を変える」機会でもあります。

人口減少や少子高齢化、過疎化、地域経済の疲弊など、地方を取り巻く地域課題は大きくなる一方で、今回の地震がさらに拍車をかけ、スピードは増していると感じております。

このため、復興計画に挙げていますように、生業再建や起業支援による産業振興と雇用創出は、町の再生に不可欠であります。

これからも町民に安心して住み続けていただくためには、生活を営むための住まいと就業の場の確保が非常に重要な要素と考えております。

まずは、そのベースとなる環境づくりとして、企業誘致や起業・創業支援の推進により働く場所を作り、次に、西山台やみらいとうぶのような安価で優良な住宅地を提供することが、震災復興の局面において重要であると考えております。

ただし、今後の住宅地のあり方については、今回の震災を踏まえ、地震はもとより、津波や洪水、液状化などのいわゆるハザードエリアを避けた適地を選定していく必要がありますので、その適地が必ずしも中心市街地であるとは言えませんので、ご理解をお願いします。

また、就業面では、製造業ばかりではなく、飲食や物販などの商業振興も欠かせません。しかし、店舗や施設が増えても、それを利用し、地域内に還流しないと町経済は発展しません。

町では必要な施策を実施していきますが、町だけでは達成しうるものではなく、町経済の発展のためには、経済団体や住民の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上、小林議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 小林克嘉君。

小林克嘉議員 はい、議長。

復興計画に関し、今後もまた皆様の意見やいろんなことを慎重審議しながら改善、変更していくということで、今の答弁のほうも聞き、私としては先ほどちょっと個人的な意見も述べましたが、納得したところでございます。

ただその避難場所、そういったものに関してなんですけども、やはりこの能登

半島地震を体験し、私もその避難をした場所がこの志賀小学校、要するに1,000人を超える避難所でした。またそういった形で1か所集中してまた避難することにも問題等々もあると思いますので、そういったところにまたご配慮しながら、もちろんこの地域にあります集会所、そういったところとかの連携なども図りながら、回転していきながら、このような問題が新しい復興スタイルとなって本町のほうから発信できることを期待したいと思います。

今災害の復旧で大変苦勞をして奮闘してくれている中、町長をはじめ職員の皆様の心情を考えるととても言いにくい質問でしたが、復興計画にはこのような観点やもっと町民の意見が反映したものになってほしい、そして今の町民の不安を少しでも軽減できるようにと、このような質問をさせていただきました。

大変な日々が続いていると思いますが、今後も引き続き志賀町の復旧と復興をよろしくお願いいたします。

これにて私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

福田晃悦議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 承認第31号、議案第53号ないし第63号及び認定第1号ないし第8号並びに請願第2号、第3号（委員会付託）

福田晃悦議長 次に、町長提出 承認第31号、議案第53号ないし第63号及び認定第1号ないし第8号並びに請願第2号、第3号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

福田晃悦議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明4日から12日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明4日から12日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、9月13日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後 2 時05分 散会)